

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 9 月 27 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380104

研究課題名(和文)客観的な事実認定をめぐる当事者および裁判所の機能と役割

研究課題名(英文)The Role of Party and Court for Objective Fact-Finding

研究代表者

田村 陽子(Tamura, Yoko)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：60344777

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：日本の民事裁判における「客観的な事実認定をめぐる当事者および裁判所の機能と役割」について、事実認定の構造の側面、証明責任および証明度原則に基づく審理過程での当事者の証明活動の側面、そして裁判所の釈明権/心証開示のあり方の側面といった、3つの方向から総合的に検討することを試みた。成果としては、とりわけの側面において、裁判所の釈明および心証開示については、和解の場面では控えた方が良く、他方で、事実認定の場面では積極的に釈明および心証開示を裁判所は行って当事者の証明活動を促すべきであることが分かった。

研究成果の概要(英文)：This research tried to clarify "the Function and Role of Party and Court for objective Fact-Finding" regarding three dimensions, such as (i) Composition of Fact-Finding, (ii) Party's action for proof during the proceeding based on the burden of proof and standard of proof, and (iii) the role of asking explanation and/or indication of interim impression. As far as regarding (iii), The research found that court should refrain from asking explanation and/or indicating interim impression especially at the stage of settlement, though the court should be active to ask explanation by party and or indicating its impression at the stage of fact-findings in order to persuade the action of party to prove facts.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：裁判所の釈明 裁判所の裁量 証明 心証開示 事実認定

1. 研究開始当初の背景

一般的には、事実認定の構造は、両当事者の提出する間接事実や証拠を基に、一般経験則に基づく裁判官の推論による積層構造になっていると言われるが、他方で、裁判官は、両当事者の公平を図る観点から、どちらの当事者に正当性があるかに着目して事実認定を行っているとの実証的な見解もあったところ、北欧とりわけスウェーデンなどで、民事の原則的証明度につき、「超過原則」(証拠の優越原則に類似)が採用され、かつ事実認定の推論構造に関し、統計学の理論などを用いた数学的な検討がなされているようであったので、日本でも、そのような手法などを用いて、何かしら事実認定のあり方をより客観化する途および制度設計がありそうであったので、研究することにした。

2. 研究の目的

事実認定のメカニズムについて、マクロ的(演繹的)な観点からとミクロ的(帰納的)な観点の両方向から、相互に検討することを目的とした。その上で、わが国の民事訴訟の証明度について、「高度の蓋然性」ではなく、前年度までの研究成果で得られた私見(「証拠の優越説」)で足りるとした場合の、証明構造に対する影響についても、改めて検討することが目的であった。

3. 研究の方法

主に、比較法の手法を採った。すなわち、諸外国の状況および学説・制度を紹介・検討することにより、日本法への示唆を得るという方法を採った。

平成24年度は、第1に、日本での事実認定における事実の証明構造について、日本の状況を確認・検討した。平成24年度にて「事実認定の推論構造」を検討した結果を基に、平成25年度は、第1に、事実

認定における裁判所と両当事者それぞれの役割にいったん切り分けた上で、民事手続における、両当事者の事実解明活動における役割につき検討した。その一つの試みとして、和解の場面での当事者の議論状況をその後の裁判所による審理にどのように活用するのか活用すべきではないのか、といった今までにない視点からの検討を行い、オーストラリアやイギリスに固有の「和解の申込み」という制度に着目して分析・検討を試みた。

4. 研究成果

比較法研究の中で、特記すべきは、アメリカ・イギリスをはじめとする英米法の中でも、イギリス発祥に基づき発展したオーストラリアの「和解の試み」という制度の発見であった。

日本では今までほとんど知られてこなかったこの制度では、民事訴訟手続開始の早い段階で、一方当事者による和解の申込みが行え、その和解の申込みを相手方当事者が拒絶した場合、その後審理の結果の判決が、当初の和解申込みの内容よりも拒絶した側に不利なものであったときは、和解の申込みを受け入れていた方が相手方当事者にとっても有利であったし、和解申込みをした側にとっても、それ以上の訴訟費用(弁護士費用を含む)をかけずにすんだことから、申込みをした当事者に対し、和解案を拒絶した当事者がその後の続行審理における増加費用分を補填しなければならない。この制度で特徴的な点は、裁判所が和解のプロセスに関わらないことが重要な前提条件となっているところで、裁判所による審理での事実解明とは当事者の自主的解決である和解とは完全に切り離されていることであった。

すなわち、オーストラリアの和解の申込みによる和解手続は、裁判所は関与しないため、裁判審理での事実認定および事案解明にはまったく関係がないものとされ、裁判所も、判

決の結果を見越した和解案の勧誘などはしない、もしくはしてはならないということが特徴であり、日本のように、裁判所による事実をめぐる審理と当事者の自主的解決による和解とがリンクし、当事者や裁判所が判決結果を見越して前倒しに和解を行うというような構造を採らないということである。日本とは異なり、裁判所が和解内容へ一切関与しないということ、和解内容によって審理での事実認定に偏見を持たないようにしているということが判り、あくまで事実解明は、裁判所が審理する手続の場面で行うべきものであり、当事者の自主的解決であるべき和解を通じて行ってはならないという完全分離の考え方は、日本法への示唆となるものであった。

それと関連するが、平成25年度までの成果を基に、平成26年度は、第1に、**裁判所の「釈明権」に関する問題とともに「心証開示」の正当性および可能性についても検討した**。大陸法のドイツでは、裁判所による事実解明のための釈明や、裁判所による積極的な心証開示による当事者間の事案解明に向けての活動を促進するといったことが試みられていた。すなわち、裁判所が和解を含めて、審理全体における事案解明につき積極的な役割を負うとともに、当事者にその後の審理での事案解明のための指針を与えるというところに主眼があった。これは、英米法の和解では裁判所は極力関わらない、事案解明の場面ではないという発想とは、逆の発想に基づく制度構成であり、これもまた大陸法的な民事訴訟法を有する日本法への具体的な示唆を与えるものであった。

5. 主な発表論文等
(研究代表者は下線)

[雑誌論文](計2件)

1. 田村陽子「オーストラリアにおける和解制度と裁判所の裁量 日本

制度への示唆」筑波ロー・ジャーナル 20号109-148頁(平成28年5月)

2. 田村陽子「日本の法制度における信認関係と契約関係の交錯 - 注意義務と忠実義務の横断的考察 - 」筑波ロー・ジャーナル 21号111-151頁(平成28年11月)

[学会発表](計1件)

田村陽子「信認関係と契約」法曹倫理国際シンポジウム東京2016『弁護士の本懐 弁護士の職業的役割と責任』第1部信認関係からみた弁護士の役割(平成28年3月)

[図書](計11件)

1. 田村陽子「第7章 民事裁判のしくみ (1) 民事裁判の役割」川嶋四郎=松宮孝明編著『レクチャー日本の司法』(法律文化社、平成26年2月)112-119頁
2. 田村陽子「第8章 民事裁判のしくみ (2) 民事裁判の流れ」川嶋四郎=松宮孝明編著『レクチャー日本の司法』(法律文化社、平成26年2月)120-155頁
3. 田村陽子「154 選定当事者の権限」『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、平成27年1月)312-313頁
4. 田村陽子「既判力の主観的範囲(1) 反射効」『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、平成27年1月)360-361頁
5. 田村陽子「既判力の主観的範囲(2)」『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、平成27年1月)362-363頁
6. 田村陽子「既判力の主観的範囲(3)」『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務、平成27年1月)364-365頁
7. 田村陽子「第1部 第10章 最高裁判所の上告審としての機能と役割 民事訴訟法の目的論からの考察」市川正人ほか編著『日本の最高裁判所 判決と

人・制度の考察』(日本評論社、平成27年6月)146-165頁

8. 田村陽子「66 別訴債権を本訴での相殺の抗弁に提出することの拒否」『判例講義民事訴訟法【第3版】』(悠々社、平成28年5月)94-95頁
9. 田村陽子「98 相殺に対する反対相殺」『判例講義民事訴訟法【第3版】』(悠々社、平成28年5月)146-147頁
10. 田村陽子「125 文書提出命令(12) 職業の秘密」『判例講義民事訴訟法【第3版】』(悠々社、平成28年5月)188-189頁
11. 田村陽子「133 証明責任の分配(1)」『判例講義民事訴訟法【第3版】』(悠々社、平成28年5月)199頁

(2)研究協力者

- Peter Gottwald (Regensburg Uni.)
- Herbert Roth (Regensburg Uni.)
- Hans Pruetting (Freiburg Uni.)
- Laura Ervo (University of Örebro)
- Kent Anderson (UWA)
- Oscar Chase (NYU)
- Luke Nottage (Sydney U.)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

田村陽子 (Tamura, Yoko)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・教授

研究者番号：60344777